

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	し尿運搬業務	
契 約 内 容	市内の各家庭等から汲み取ったし尿の貯留槽（犬山市環境センター）から処理場（愛北クリーンセンター）までの運搬業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	8,691,494円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。 同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。 業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者である。 また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法によるし尿収集業者への合理化支援にかかる代替業務であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	し尿汲み取り業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から発生したし尿の汲み取り業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 犬山衛生管理組合	
契 約 金 額	172.8円（180あたり） H29年度見込み 2,149,992 ^円 ÷ 18 ^戸 × 172.8円 ≒ 20,639,923円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。 同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。 業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者である。 また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法によりし尿収集業者の整理を行うことで、市内でし尿汲み取りができる唯一の業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	プラスチック製容器包装再生処理業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出されたプラスチック製容器包装の再生処理業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 愛北リサイクル	
契 約 金 額	47,52円 H29年度見込み 47,52円×48,500kg×12か月＝27,656,640円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者である。 また、行政の容器包装リサイクル法への対応を支援するために地元関係業者が協同で設立させた会社であり、容器包装リサイクル法に沿った処理が実施できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	ペットボトル再生処理業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出されたペットボトルの再生処理業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 愛北リサイクル	
契 約 金 額	54円/kg H29年度見込み 54円×16,000kg×12か月＝10,368,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者である。 また、行政の容器包装リサイクル法への対応を支援するために地元関係業者が協同で設立させた会社であり、容器包装リサイクル法に沿った処理が実施できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	可燃ごみ収集運搬業務 犬山地区、羽黒地区、楽田地区、城東地区の一部（栗栖、継鹿尾）	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出される一般廃棄物（可燃ごみ）の収集運搬及び犬猫等の死骸回収	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	122,698,800円 犬猫等死骸回収1頭につき1,944円 尾張パークウェイ上の場合4,860円 H29年度見込み 122,698,800円＋死骸回収 849,000円＝123,547,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	可燃ごみ収集運搬業務 城東地区（栗栖、継鹿尾を除く）	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出される一般廃棄物（可燃ごみ）の収集運搬	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 東海SUNKEY	
契 約 金 額	22,942,440円 犬猫等死骸回収1頭につき1,944円 尾張パークウェイ上の場合4,860円 H29年度見込み 22,942,440＋死骸回収 283,000円＝23,225,440円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	空きびん・不燃ごみ・有害ごみ等収集容器設置業務	
契 約 内 容	市内集積場への空きびん・不燃ごみ・有害ごみ等の収集容器設置業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 犬山衛生管理組合	
契 約 金 額	9,449,461円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者である。 また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法により、し尿収集業務の減少に基づく補償業務であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	空きびんカレット処理業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出された空きびんの再生処理に係る粉碎後のカレット処理業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 大原硝子店	
契 約 金 額	青緑色 3,672円/kg 黒色 3,240円/缶 H29年度処理見込み 60,790kg×3,672円=223,221円 カレット缶 19缶×3,240円=61,560円 合計 284,781円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	空きびん収集運搬業務 第1・第3週指定地区	
契 約 内 容	3色分別された空きびんの収集及び指定選別場所への運搬	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	小川商会	
契 約 金 額	6,936,840円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	空きびん収集運搬業務 第2・第4週指定地区	
契 約 内 容	3色分別された空きびんの収集及び指定選別場所への運搬	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 東海SUNKEY	
契 約 金 額	6,936,840円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、履行が求められている。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬山市環境センター管理業務（平日昼間）	
契 約 内 容	施設の脱臭装置の稼働、及び施設の管理	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 犬山衛生管理組合	
契 約 金 額	706,320円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	市内で汲み取ったし尿を貯留する施設の管理であり、汲み取ったし尿を当施設へ持ち込む犬山管理組合が、設備の稼働や、施設の異常を察知でき常時管理を行うに適しているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬山市環境センター管理業務（夜間・休日）	
契 約 内 容	施設の脱臭装置の稼働、及び施設の管理	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	中村 智恵子	
契 約 金 額	259,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	環境センター建設時の協定に基づき、土地隣接者に管理委託をすることとなっており、補償業務として委託をしているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	古紙等収集運搬業務 城東地区	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出される古紙等の収集運搬業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	JP資源 株式会社	
契 約 金 額	1,791,720円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	古紙等収集運搬業務 犬山・羽黒・楽田・池野地区	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出される古紙等の収集運搬業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 江南紙原料	
契 約 金 額	7,484,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	資源物及び不燃物等収集運搬業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出された資源物及び不燃物等の収集運搬業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	114,588,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨に沿いし尿収集業者の整理に伴いし尿汲み取り業務廃業の補償業務であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	都市美化センター運転管理等委託	
契 約 内 容	都市美化センターの運転管理等の委託（H29.4～H30.3）	
契 約 期 間	H29.4.1～H30.3.31	
契 約 締 結 日	H29.4.1	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	266,220,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	ごみ処理施設を安全で安定的に運転するためには、専門知識や技術が必要であり、大規模補修工事を設計・施工付契約（性能保証）により施工した事業者が施設の設備及び状態を熟知しており、老朽化した本施設を安全で安定的に運転することが可能と判断されるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	都市美化センター警備業務	
契 約 内 容	都市美化センターの警備業務（H26.6～H29.5）	
契 約 期 間	H26.6.1～H29.5.31	
契 約 締 結 日	H26.6.1（長期継続契約）	
契 約 相 手 方	セコム 株式会社	
契 約 金 額	835,920円 ※平成29年度分 月額23,220円×2ヶ月=46,440円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当施設の警備システムはセコム株式会社の機器を設置しており警備を委託しているため、機器の再設置や配線等の新設を行う場合、警備委託費とともに工事費等の経費が必要となることから事業費の増加が考えられる。そのため業務委託費の抑制及び継続性を考慮しセコム株式会社は他社より安価に業務を遂行することができると考えられるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	東海自然歩道パトロール業務委託	
契 約 内 容	パトロール、ガイド、ごみ拾い、草刈り、枝払い、歩道の補修、側溝清掃、トイレの清掃及び点検等	
契 約 期 間	H29. 4. 1～H30. 3. 31	
契 約 締 結 日	H29. 4. 1	
契 約 相 手 方	第 6 工区：善師野区 第 7 工区：東海自然歩道今井クリーンクラブ 第 8 工区：入鹿地区	
契 約 金 額	1, 817, 370円 ※各工区605, 790円×3工区分＝1, 817, 370円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	○ 第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	東海自然歩道の日常管理を地元市民団体等と協働で行うことにより、東海自然歩道に対する愛着を高めてもらい、地元と行政が連携しながら、維持管理ができる連絡体制を確立するため、区間を区切り善師野地区、今井地区、入鹿地区の地元市民団体と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	今井切塞多目的広場管理業務	
契 約 内 容	今井切塞多目的広場管理業務の委託（H29.4～H30.3）	
契 約 期 間	H29.4.1～H30.3.31	
契 約 締 結 日	H29.4.1	
契 約 相 手 方	今井小学校区コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	333,894円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	一般廃棄物最終処分場の跡地利用として、地元地区の要望に基づき整備した今井切塞多目的広場の管理業務について、市内の他の公園、広場と同様に地元地域団体を委託相手先に選定したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬山ふれあいの森整備業務委託	
契 約 内 容	森林整備（間伐、除伐、枯木処理）、環境調査・植生調査、交流活動（市民講座の開催）	
契 約 期 間	H29. 4. 1～H30. 3. 31	
契 約 締 結 日	H29. 4. 1	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所	
契 約 金 額	432, 000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本市は愛知中部森林管理事務所と、犬山ふれあいの森における森林整備等の活動を円滑に実施するため平成23年に「ふれあいの森における森林整備活動に関する協定書」を締結しており、間伐や枯木処理等の森林整備、環境調査・植生調査、環境講座の開催等が業務となる。 上記業務については、森林整備の専門的な知識と経験が必要であるとともに、行為地が広大なため長期計画を基に整備を行っており、協定締結時から当業務を受託していることから、本市周辺の里山に対する調査及び分析、講座等の主催及び保全活動の実践等を行っている上記の者と随意契約を締結した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬山里山学センター及び環境保全ボランティアセンター管理業務委託	
契 約 内 容	施設及び備品の管理、見回り、利用受付等事務、利用者対応、環境ボランティア団体への指導及び支援、環境学習講座の開催、展示資料の整備等	
契 約 期 間	H29. 4. 1～H30. 3. 31	
契 約 締 結 日	H29. 4. 1	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所	
契 約 金 額	5, 165, 640円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	委託業務には、資料展示、来館者対応及び日常管理業務をはじめ自然環境に関する資料等の調査・収集、里山文化の研究、活用及び保存、環境講座や観察会等の開催がある。 上記業務については専門的な知識と経験及び地域の状況把握が必要であり、受託者は当施設が開設して以来業務を受託していることから、本市周辺の里山に対する調査及び分析、講座等の主催及び保全活動の実践又地域での継続した活動を推進するため随意契約を締結した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	寂光院公衆トイレ清掃業務委託	
契 約 内 容	清掃、トイレトペーパー等消耗品補充	
契 約 期 間	H29. 4. 1～H30. 3. 31	
契 約 締 結 日	H29. 4. 1	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	467,640円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	一般廃棄物（焼却灰・飛灰）運搬・処分業務	
契 約 内 容	一般廃棄物（焼却灰・飛灰）の運搬・処分業務（H29.4～H30.3）	
契 約 期 間	H29.4.10～H30.3.31	
契 約 締 結 日	H29.4.10	
契 約 相 手 方	グリーンフィル小坂 株式会社	
契 約 金 額	1 t当たり 31,860円 H29年度見込額：31,860円×100t=3,186,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	一般廃棄物（焼却灰・飛灰）の運搬・処分業務の実施に際しては、専門知識、技術及び適正な管理が必要であるため。 また、大規模災害時に近隣の処理業者が被害を受け、処理が不能になることを想定し、あえて遠隔地の処理業者を選定する必要があるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	火災廃材収集運搬処理業務	
契 約 内 容	一般廃棄物（適正処理困難物である火災廃材）の収集運搬処理業務（H29.4～H30.3）	
契 約 期 間	H29.4.18～H30.3.31	
契 約 締 結 日	H29.4.17	
契 約 相 手 方	三重中央開発 株式会社	
契 約 金 額	収集運搬：1車当たり 43,200円 処理：1m ³ 当たり 9,720円 H29年度見込額 収集運搬：43,200円×16車=691,200円 処理：9,720円×128m ³ =1,244,160円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	一般廃棄物（適正処理困難物である火災廃材）の収集運搬・処分業務の実施に際しては、専門知識、技術及び適正な管理が必要であるため。 地方公共団体からの一般廃棄物処理業務の受託実績も多く、設備規模も大きいので、安定的な処理が見込めるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	一般廃棄物（廃乾電池・廃蛍光管）運搬・処理業務	
契 約 内 容	一般廃棄物（有害物質である水銀を含む廃乾電池・廃蛍光管）の運搬処理業務（H29.4～H30.3）	
契 約 期 間	H29.4.21～H30.3.31	
契 約 締 結 日	H29.4.20	
契 約 相 手 方	野村興産 株式会社 関西営業所	
契 約 金 額	廃乾電池：1t当たり 115,560円 廃蛍光管：1t当たり 116,640円 H29年度見込額 廃乾電池：115,560円×28t=3,235,680円 廃蛍光管：116,640円×12t=1,399,680円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物（廃乾電池・廃蛍光管）は有害物質である水銀を含むため、運搬・処分業務の実施に際しては、安全かつ無害な処理を行うことを可能とする専門知識、技術及び適正な管理が必要とされるため。 また、水銀含有廃棄物の無害化処理並びにリサイクル施設を持つ国内唯一の業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	都市美化センター施設更新技術支援業務委託	
契 約 内 容	都市美化センターの設備保全業務に関する調査助言等の業務（H29.4～H30.3）	
契 約 期 間	H29.4.26～H30.3.31	
契 約 締 結 日	H29.4.25	
契 約 相 手 方	公益財団法人 東京都環境公社	
契 約 金 額	4,816,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	自治体への技術支援事業だけではなく、自らも自治体の廃棄物処理施設を運営管理しているため、廃棄物処理に関する知識、技術、人員を有しており、業務を遂行するのに必要な能力があるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	犬山里山学センター警備業務	
契 約 内 容	防犯及び防火の事故確知時における関係先への通報・連絡及び報告 業務提供時間は警備（警戒）操作から解除操作まで （契約期間H29. 6～H32. 5）	
契 約 期 間	H29. 6. 1～H32. 5. 31	
契 約 締 結 日	H29. 6. 1（長期継続契約）	
契 約 相 手 方	総合警備保障株式会社 尾張支社	
契 約 金 額	590,976円 ※平成29年度分 月額16,416円10ヶ月=164,160円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当施設の警備システムは総合警備保障株式会社の機器を設置しており警備を委託しているため、機器の再設置や配線等の新設を行う場合、警備委託費とともに工事費等の経費が必要となることから事業費の増加が考えられる。そのため業務委託費の抑制及び継続性を考慮し総合警備保障株式会社は他社より安価に業務を遂行することができると考えられるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	都市美化センター警備業務	
契 約 内 容	都市美化センターの警備業務（H29.6～H32.5）	
契 約 期 間	H29.6.1～H32.5.31	
契 約 締 結 日	H29.6.1（長期継続契約）	
契 約 相 手 方	セコム 株式会社	
契 約 金 額	793,152円 ※平成29年度分 月額22,032円10ヶ月=220,320円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当施設の警備システムはセコム株式会社の機器を設置しており警備を委託しているため、機器の再設置や配線等の新設を行う場合、警備委託費とともに工事費等の経費が必要となることから事業費の増加が考えられる。そのため業務委託費の抑制及び継続性を考慮しセコム株式会社は他社より安価に業務を遂行することができると考えられるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	桜並木樹木診断業務委託	
契 約 内 容	桜並木の危険診断業務（倒木、折損、幹避け）、道路及び隣接地への支障度診断、病虫害被害の目視診断	
契 約 期 間	H29. 6. 12～H29. 8. 20	
契 約 締 結 日	H29. 6. 9	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	950,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	桜拠点維持管理業務委託	
契 約 内 容	桜拠点（入鹿池西岸No.70-48）の枝幹伐採	
契 約 期 間	H29. 6. 23～H29. 7. 20	
契 約 締 結 日	H29. 6. 22	
契 約 相 手 方	有限会社芳葉園土木	
契 約 金 額	173,664円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	倒木及び枝の落下の危険があるため早急に伐採をする必要があり、上記委託先が緊急での対応が可能であったため随意契約（第5号）を締結した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	粗大ごみ受付業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出される粗大ごみ有料戸別収集業務にかかる受付業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト 東海支店	
契 約 金 額		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	有料戸別収集の方式で収集している粗大ごみ受付業務には、申込み内容の集約や場所の特定作業、分別や収集日などの対応等、犬山市の状況を把握した上での知識が必要になる特殊かつ専門的な業務であるため。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能である業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	粗大ごみ収集運搬業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出された粗大ごみの収集運搬業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	合資会社 犬山衛生社	
契 約 金 額	16,976,520円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務であり、確実な履行が求められている。 また、業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安全的に可能である業者であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	剪定樹木等チップ化处理業務	
契 約 内 容	市内から発生し都市美化センター直接持ち込みされる剪定樹木、刈草等を堆肥の原料用にチップ化	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	大和エンタープライズ株式会社	
契 約 金 額	剪定樹木処理：10.8円/kg 草処理：17.28円/kg チップ運搬 54,000円/1車 H29年度見込み 剪定樹木 100,000kg×10.8円 =1,080,000円 草 450,000kg×17.28円=7,776,000円 運搬費 65車×54,000円=3,510,000円 総合計 12,366,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	都市美化センターに直接搬入された剪定枝や刈草を、堆肥化するための原料であるチップ化处理をし、堆肥可能な業者へ運搬する業務である。 屋外で保管した、剪定枝や刈草を引取りリサイクルするために引き取れる業者が近隣では大和エンタープライズのみである。 また、チップ化を行うための移動式機材を保有しており、犬山市都市美化センター敷地内でチップ化处理を行うことが可能であり、かつ、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有し、適正な運営が継続的かつ安全的に可能である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 産業課	
件 名	国有農地除草委託	
契 約 内 容	市内未貸付国有農地（３筆）の除草作業（契約期間中３回）	
契 約 期 間	平成２９年６月２８日から平成２９年１１月３０日まで	
契 約 締 結 日	平成２９年６月２８日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会 理事長 林 進	
契 約 金 額	300,240円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、高齢者の活用を活かして公共施設等環境管理等を行い、市内の快適な都市環境の創出を図ることを通じて市民福祉の向上に寄与することを目的としている。 また、その目的を達成するために施設管理の環境管理、花と緑のまちづくりの推進事業など公益性のある事業に特化して行っており営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。 これらに加え、市内全域で除草委託業務実績があることから、本業務を適切かつ確実に履行することが可能な事業者であるとして犬山市アメニティ協会を選定した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 産業課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 産業課	
件 名	消費生活法律相談業務	
契 約 内 容	市民からの消費生活に関する相談に対して、法律的な見地から助言等を行い、市民の不安や問題を解消する。	
契 約 期 間	平成29年4月21日から平成30年3月16日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月5日	
契 約 相 手 方	愛知県弁護士会	
契 約 金 額	493,714円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	法律的な立場から助言を行うことができる者は、司法書士及び弁護士に限定されるが、司法書士には取り扱える金額に上限があることから、本件業務については、弁護士に依頼することが適切と考える。 また、本件業務については、公的な位置付けを明確にするため、県内唯一の弁護士組織である愛知県弁護士会を相手方として選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 産業課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 産業課	
件 名	有害鳥獣駆除等事業委託	
契 約 内 容	犬山市鳥獣被害防止計画に基づいて行うイノシシやアライグマ、カラス等の捕獲やわな管理に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山猟友会	
契 約 金 額	イノシシ単価20,420円、アライグマ等単価4,050円、カラス等単価810円 わな管理等年間445,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	鳥獣捕獲のためには、狩猟免許を所持しており、市内の鳥獣の生息状況や被害状況を熟知している必要がある。選定業者は、地元住民により構成される団体であり、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲を行うための技能や知識を有するものとして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2の認定を受けているため、随意契約による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 産業課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	鵜飼保存・活性化（地方創生関係）事業委託	
契 約 内 容	鵜舟船頭に係る指導者の派遣 ・中乗り 年間派遣予定人数 225人 ・とも乗り 年間派遣予定人数 225人 ※民間企業による同様の指導業務の実績が豊富な事業者から「とも乗り」指導者の派遣を得ることを原則とする	
契 約 期 間	平成29年6月14日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月14日	
契 約 相 手 方	（一社）犬山農芸	
契 約 金 額	21,400円（契約単価）×450（回）＝9,630,000円 9,630,000円×1.10（諸経費）×1.08（税）＝11,440,440円（予算総額）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人犬山農芸は、平成25年度より「木曽川うかい」の鵜舟の船頭として訓練及び会期中の出船業務を行ってきた実績があり、継続して鵜舟船夫の後継者育成に取り組める体制を確保している唯一の団体である。 また、鵜舟船頭の役割には、舟の真ん中に乗船する「とも乗り」の助手「①なか乗り」と、舟の後ろに乗船し舵をとる責任者「②とも乗り」があり、これまでの実績から「中乗り」船頭の技術習得者及び「とも乗り」船頭の候補者を雇用している事業者は、当該事業者のみである。 以上のことから、後継者へ指導するという当該委託契約の目的、内容に照らし、信用、技術、経験等からして一般社団法人犬山農芸に委託することが当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては当市の利益の増進につながると判断し、地方自治法第234条第2項、同法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるときは随意契約が出来る）に基づき随意契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	鵜飼保存・活性化事業委託	
契 約 内 容	(1) 鵜飼開き及び鵜飼納め催事に係る業務 (2) 鵜匠の継続採用及び鵜飼保存のための後継者としての育成 (3) 鵜飼事業活性化に向けた観光宣伝及びP R (4) その他鵜飼事業の保存・活性化に必要なとなる事業	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	(一社) 犬山市観光協会	
契 約 金 額	8,548,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	「木曾川うかい」は、鵜飼の期間的な行事であるだけでなく、当市の年間を通した観光事業の一環として位置づけていることから、今後も文化財として鵜飼の保存、継承に努めていくとともに、犬山城をはじめとする他の観光資源・行事・P Rと連携し、より効果的な情報発信をすることが、その効果を高めるためにも必要不可欠なことである。 (一社) 犬山市観光協会は、当市と連携して一体的に観光事業を推進している団体であり、旅行・観光業界に太いパイプを持つとともに、旅行会社勤務経験者を職員として採用していることから、当市の観光資源である鵜飼事業に精通している。 同時に、観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを有するとともに、マスコミやメディアへの情報発信なども積極的に取り組んでおり、パブリシティの実績も高いことから、鵜飼事業の活性化についても、より効果的な施策の展開に向けたノウハウを持ち合わせているものである。 「木曾川うかい」における鵜匠は、昭和39年の市営鵜飼開始後、市職員が務めており、市の職種の一つとなっているが、(一社) 犬山市観光協会は、平成24年から女性職員を鵜匠として雇用し、市の観光戦略及び鵜飼事業の保存・活性化に必要不可欠となっている。 また、「木曾川うかい」事業に寄与する女性鵜匠を常時雇用している事業者は、当該事業者のみである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	鵜舟・屋形船出船業務委託（その２）	
契 約 内 容	(１) 鵜舟運航に係る下記人員の派遣 ・鵜舟船夫（年間派遣予定人数　３３６人） １隻に１名までの船夫（中乗り）とする 夜鵜飼のみ (２) 鵜飼に関する業務への参加 舟上げ及び舟下ろしの補助など	
契 約 期 間	平成29年6月1日～平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月26日	
契 約 相 手 方	（一社）犬山農芸	
契 約 金 額	9,210円(契約単価) × 336 (回) = 3,094,560円 3,094,000円（千円未満切り捨て） × 1.08(税) = 3,341,520円（予算総額）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	○ 第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	この業務は、夜うかいの鵜舟船頭という特殊性があると共に、船頭の育成と鵜飼文化関連事業の継承という視点から、継続的に業務を行ってもらうことが必要である。 一般社団法人犬山農芸は、平成25年度より鵜船の船頭として訓練を受けてきた組織であり、夜間継続して取り組める体制を確保しているため、さらなる継続性をもたせることにより、操船技術の向上と、今後の鵜飼事業の継承に必要な船頭の確保につながる。 以上のことから、一般社団法人犬山農芸に委託することが当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先　経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	鵜舟・屋形船出船業務委託	
契 約 内 容	（１）鵜舟・屋形船運航に係る下記人員の派遣 ・鵜舟船夫（年間派遣予定人数 ３３６人） ・屋形船船夫（年間派遣予定人数 ３６人） 鵜舟については、１隻に１名までの船夫（とも乗り）とする 夜鵜飼のみ 屋形船については、１回の運航につき３名までの船夫とする	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月26日	
契 約 相 手 方	木曽川観光株式会社	
契 約 金 額	9,210円(鵜舟) × 336 (回) = 3,094,560円、11,300円(その他船) × 36(回) = 406,800円 3,501,000円（千円未満切り捨て）× 1.08(税) = 3,781,080円（予算総額）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	○ 第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	１３００年の歴史を誇る「木曽川うかい」は、当市の無形文化財に指定されている伝統文化の一つである。同時に「木曽川うかい」は年間２万人以上の観光客等が利用する犬山市を代表する重要な観光資源であり、この「木曽川うかい」を維持・発展していくためには、鵜舟及び屋形船の安全かつ円滑な運航は必要不可欠なものである。 木曽川観光株式会社は、平成１５年より、木曽川において、「木曽川うかい」の観覧船を営業運航している唯一の事業者で、地元からの信頼も厚く、また、現在、「木曽川うかい」実施区域周辺で運航に必要な船夫等を常時雇用している事業者は当該事業者のみである。 以上のことから、鵜舟及び屋形船の安全かつ円滑な運航を行うという当該業務委託契約の目的、内容に照らし、資力、信用、技術、経験等からして木曽川観光株式会社に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	屋形船（若あゆ丸）管理業務委託	
契 約 内 容	・屋形船（若あゆ丸）の整備 ・屋形船（若あゆ丸）の清掃（敷物・座布団等の清掃を含む。） ・増水時における陸揚げ等の業務 ・その他、当該業務の遂行に必要な業務	
契 約 期 間	平成29年5月22日～平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月15日	
契 約 相 手 方	木曽川観光株式会社	
契 約 金 額	432,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	「木曽川うかい」期間中、屋形船（若あゆ丸）を安全に運航する為には、常に適正な管理を行う必要がある。 木曽川観光株式会社は、平成15年より、「木曽川うかい」の観覧船を運航している事業者であり、また、現在、「木曽川うかい」実施区域周辺で船舶の維持管理を行うとともに、増水時に緊急的かつ円滑に屋形船の陸揚げ作業等を実施することができる事業者は当該事業者のみである。 以上のことから、屋形船（若あゆ丸）の適正な管理を行う当該業務委託契約の目的、内容に照らし、資力、信用、技術、経験等からして木曽川観光株式会社に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境課 観光交流課	
件 名	観光施設の巡回清掃及び公衆便所の清掃管理業務委託	
契 約 内 容	①観光施設等の巡回清掃及び公衆便所の清掃・管理 ②犬山市が美観上必要と認める作業	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	9,321,480円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、当市から数多くの公衆便所等の清掃管理及び美化管理を継続して受託していることから、地域地区の特性も熟知しており、時期や現場の状況に合わせた効率的・効果的な管理のノウハウを有しているものである。また、市街地並びにその近郊の自然環境の保全及び創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的とする公共的団体であることから、美観保持の面においても、技術・ノウハウを持ち合わせているものである。なお、アメニティ協会の単価等を他業者と比較すると、時価に比して著しく有利な価格で委託業務を行える。 以上のことから、観光施設及び公衆便所の効率的・効果的な清掃管理を行う当該業務委託契約の目的、内容に照らし、技術、経験等からして犬山市アメニティ協会に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境課 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	観光施設除草剪定教務委託	
契 約 内 容	①除草剪定（年３回）、消毒（年１回）作業 ②犬山市が美観上必要と認める作業	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	563,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、当市から市内全域における数多くの除草剪定業務を継続して受託していることから、地域地区の特性も熟知しており、時期や現場の状況に合わせた効率的・効果的な除草剪定のノウハウを有しているものである。また、市街地並びにその近郊の自然環境の保全及び創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的とする公共的団体であることから、美観保持の面においても、技術・ノウハウを持ち合わせているものである。 以上のことから、善光寺山園地等の観光施設の効率的・効果的な除草剪定を行う当該業務委託契約の目的、内容に照らし、技術、経験等からして犬山市アメニティ協会に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	観光駐車場運営委託	
契 約 内 容	・犬山市観光駐車場の管理運営業務 ・その他 維持管理に係る需用費、通信費の他、駐車場等誘導看板作成費、交通渋滞緩和対策バス運行費、清掃業務、駐車券印刷代等諸雑費を含む	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	(一社)犬山市観光協会	
契 約 金 額	35,499,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	（一社）犬山市観光協会は、当市と連携して一体的に観光事業を推進している団体であり、旅行・観光業界に太いパイプを持つとともに、旅行会社勤務経験者を職員として採用していることから、観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを有しているものである。 また、職員に対して接遇研修を実施するなど業務のスキルアップやメディアへの情報発信なども積極的に取り組んでいるところである。 交通対策についても、駐車場案内をはじめとする各種看板のレイアウトや設置箇所、誘導方法に関するノウハウを有しており、これまでも当市の渋滞緩和対策に大きく貢献してきている。また、観光駐車場の設置当初から当該業務を請け負っており、当市を訪れる観光客が飛躍的に増加していることも看過できないところである。 以上のことから、観光駐車場の効果的・効率的な運営と観光振興を図る当該業務委託契約の目的、内容に照らし、信用、技術、経験等からして（一社）犬山市観光協会に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては、当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	栗栖園地管理業務委託	
契 約 内 容	・ 栗栖園地の清掃（栗栖園地駐車場を除く） ・ 栗栖園地の除草 ・ 栗栖園地の利用許可申請書受付 ・ 栗栖園地周辺の混雑時の駐車場誘導管理 ・ 栗栖園地駐車場管理（鍵の管理） ・ その他、当該業務の遂行に必要な業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	栗栖桃太郎発展会	
契 約 金 額	284,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	栗栖桃太郎発展会は、栗栖園地を含む栗栖・桃太郎地区全体に跨る地元の住民組織であり、毎年、「桜まつり」や「あゆまつり」など、栗栖園地・桃太郎公園を活用した地域活性化事業に取り組んでいる。また、キャンプ・バーベキュー等の受付管理を行うとともに、栗栖園地の草刈りや清掃等の日常的な維持管理を自主的に行っており栗栖園地の状況等に精通しているものである。 以上のことから、栗栖園地の適切な管理を行うという当該業務委託契約の目的、内容に照らし、資力、信用、技術、経験等からして栗栖桃太郎発展会に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	犬山観光案内所運営委託	
契 約 内 容	・観光案内所の管理運營業務 ・観光施設、宿泊施設等の案内業務 ・観光事業に必要な業務 ・維持管理に係る需用費、通信費、宣伝費、備品費、観光振興費、共益費等の必要経費を含む ・業務実施に際し、疑義が生じた場合、その他監督職員が必要と認める場合は、速やかに協議するものとする。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	（一社）犬山市観光協会	
契 約 金 額	18,975,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	（一社）犬山市観光協会は、当市と連携して一体的に観光事業を推進している団体であり、旅行・観光業界に太いパイプを持つとともに、旅行会社勤務経験者を職員として採用していることから、観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを有しているものである。 また、職員に対して接遇研修を実施するなど業務のスキルアップやメディアへの情報発信なども積極的に取り組んでいるところである。 以上のことから、犬山観光案内所の効果的・効率的な運営を図る当該業務委託契約の目的、内容に照らし、信用、技術、経験等からして（一社）犬山市観光協会に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては、当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境課 観光交流課	
件 名	犬山市観光情報ホームページ管理業務委託	
契 約 内 容	①情報発信業務 犬山観光情報ホームページ（ＰＣ版・スマホ版）を通じて、観光客への情報発信 ②外国語翻訳業務 犬山観光情報ホームページを英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語の各言語に自動翻訳するシステムを導入	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	（一社）犬山市観光協会	
契 約 金 額	572,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市観光情報ホームページは、当市の観光施設をはじめ、イベントや観光駐車場利用状況などの最新情報をリアルタイムで発信するとともに、日本語サイトに加え外国語サイト・携帯サイトも運営するなど、観光宣伝・観光客誘致には必要不可欠なものになっている。 （一社）犬山市観光協会は、当市と連携して一体的に観光事業を推進している団体であり、旅行・観光業界に太いパイプを持つとともに、旅行会社勤務経験者を職員として採用していることから、観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを有している。 また、マスコミやメディアへの情報発信なども積極的に取り組んでおり、パブリシティの実績も高いことから、より効果的な情報発信のノウハウを持ち合わせているものである。 以上のことから、犬山市観光情報ホームページの効果的・効率的な管理・運営を図る当該業務委託契約の目的、内容に照らし、信用、技術、経験等からして（一社）犬山市観光協会に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては、当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境課 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	コミュニティ通訳育成事業委託業務	
契 約 内 容	犬山市内において、次の業務を実施する。また、それ以外の業務であっても、業務運営上要するものは実施すること。 ①コミュニティ通訳者育成講座の開催 ②コミュニティ通訳者派遣運営支援業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山国際交流協会	
契 約 金 額	540,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本市は平成23年度からコミュニティ通訳者を養成するため、コミュニティ通訳者養成講座を開催してきました。登録通訳者は40名を超え、現在行政窓口、子ども未来園、小中学校、保健センターなどの現場において外国人市民のため通訳を行っています。今後見込まれる通訳派遣依頼に対し、通訳者の通訳スキルのアップ及び通訳者を派遣するコーディネーター等への支援体制の整備が欠かせず、同団体は当市とともに講座を開催、通訳派遣業務の実施をしており、実績やノウハウ、コミュニティ通訳者との信頼関係を築いています。 こうした類似の団体は市内には存在せず、継続して事業を積み重ねることにより事業の効果、効率、発展が見込めることから、同団体と随意契約することが最も適当であり、競争入札に適しないと判断する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	犬山国際交流村清掃等業務委託	
契 約 内 容	①施設の清掃、除草、剪定及び施設内の公衆便所の清掃 ②人口広場の芝生の管理 ③犬山国際交流村駐車場（木曽川沿い）の除草 ④プロムナードの管理（清掃及び沿道樹木剪定） ⑤犬山市が美観、衛生、管理上必要と認める軽微な作業	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	1,132,920円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、当市から市内全域における数多くの除草剪定業務を継続して受託していることから、地域地区の特性も熟知しており、時期や現場の状況に合わせた効率的・効果的な除草剪定のノウハウを有しているものである。また、市街地並びにその近郊の自然環境の保全及び創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的とする公共的団体であることから、美観保持の面においても、技術・ノウハウを持ち合わせているものである。 以上のことから、善光寺山園地等の観光施設の効率的・効果的な除草剪定を行う当該業務委託契約の目的、内容に照らし、技術、経験等からして犬山市アメニティ協会に業務を委託することが、当該業務委託契約の目的を達成する上で、より妥当であり、ひいては当市の利益の増進につながると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	犬山市各種申請書等翻訳事業委託	
契 約 内 容	犬山市内において、次の業務を実施する。また、それ以外の業務であっても、業務運営上要するものは実施すること。 犬山市が市民を対象にした各種印刷物の翻訳①翻訳言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、その他②翻訳者は、原則として犬山市コミュニティ通訳者養成講座を受講し、コミュニティ通訳者及び翻訳スキルを習得した犬山市コミュニティ通訳者を使用すること	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山国際交流協会	
契 約 金 額	558,360円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本市は、平成23年度から、行政窓口等で使用する各種申請書等の翻訳をするため、コミュニティ通訳者（兼翻訳者）を養成してきました。現在40人を超え、行政窓口、子ども未来園、小中学校、保健センターなど使用する各種書類の翻訳を行っています。 同団体は、当市とともにコミュニティ通訳者養成講座の実施により翻訳業務を担うコミュニティ通訳者を養成し、翻訳を実施しており、実績やノウハウ、コミュニティ通訳者との信頼関係を得ています。 こうした類似の団体は市内には存在せず、継続して事業を積み重ねることにより事業の効果、効率、発展が見込めることから、同団体と随意契約することが最も適当であり、競争入札に適しないと判断する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	国際交流推進事業委託業務	
契 約 内 容	犬山市内において、次の業務を実施する。また、それ以外の業務であっても、業務運営上要するものは実施すること。 ①日本語教室開催事業②多言語情報誌発行事業③国際交流員企画事業支援業務④多文化共生推進員企画事業支援業務⑤多文化共生推進事業⑥国際貢献事業⑦ボランティア育成事業	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山国際交流協会	
契 約 金 額	1,252,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山国際交流協会は、当市の国際交流、多文化共生を推進するために設立された団体であるため、当市が実施する国際交流、多文化共生事業の一翼を担っている。 同団体は、設立の趣旨から利益を追求しておらず、公共性、公益性の考えを持ち、国際交流や多文化共生を担うボランティア団体を育成し、団体と連携して事業を実施している。日本語教室の開催、多言語情報誌の発行、国際交流、多文化共生の総合的な祭典であるフロイデまつりの開催などは、同団体の実績とノウハウ、幅広いネットワークが実施を可能としており、外国人市民が地域社会との関わりを持つきっかけとなる機会の提供に貢献している。 その他にも、語学講座の実施、国際理解を推進する講演会の開催、多国籍料理を紹介する事業など日本人市民に対しても国際交流、多文化共生の理解を求める事業を実施している。 こうした事業活動を行う類似の団体は市内には存在せず、本件業務を達成するには同団体と随意契約することが最も適当であり、競争入札に適しないと判断する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	多文化共生事業委託業務	
契 約 内 容	犬山市内において、次の業務を実施する。また、それ以外の業務であっても、業務運営上要するものは実施すること。 ①外国人小中学校児童生徒のための日本語教室 ②外国人親子の日本語、母語教室 ③プレススクール	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利法人 シェイクハンズ	
契 約 金 額	1,120,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	特定非営利活動法人シェイクハンズは、設立以来、地域の外国人住民の支援を中心に活動してきた。 当該団体の活動内容は多岐に渡り、日本語の学習指導、日本の生活習慣を指導する他、母国語の学習指導等のノウハウを保有している。 独自にカリキュラムを定め実施する外国人小中学校児童生徒に向けた日本語教室「おかえりなさい塾」と外国人親子の日本語、母語教室「みんなの日曜塾」については、9年間事業を実施しており、学習の効果は小中学校の学齢期を継続的に同教室に通うことで得られる。 また、同団体の継続した活動によって、教室は地域の外国人住民からの認知度も上がり、信頼も厚く、地域の外国人住民の子どもの居場所となっている。 こうした事業活動を行う類似の団体は市内には存在せず、本件業務の目的を達成するためには、随意契約をすることが最も適当であり、競争入札に適しないと判断するため、同団体と随意契約するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	青少年交流育成事業委託業務	
契 約 内 容	犬山市 内において、次の業務を実施する。また、それ以外の業務であっても、業務運営上要するものは実施すること。 ①審査委員会を組織し派遣者を選出する②現地関係者と折衝し、旅程を作成する③事前研修会と事後研修会を実施する④派遣団に随行するコーディネーターを選定する⑤その他の派遣に係る諸事務手続きを行う	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山国際交流協会	
契 約 金 額	1,399,680円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	犬山国際交流協会は、当市の国際交流、多文化共生を推進するために設立された団体であるため、当市が実施する国際交流、多文化共生事業の一翼を担っている。 同団体は設立の趣旨から利益を追求しておらず公共性、公益性の考えを持ち、国際交流や多文化共生を担うボランティア団体を育成し、団体と連携して事業を実施している。 同団体は、平成20年度より当市の青少年交流育成事業の受託先、コーディネーターとして経験・知識・人格ともに適正のある人物を選出し、事業を実施している。 本事業は派遣先となる姉妹都市または友好都市の行政窓口、訪問する学校、ホームステイ先及び現地公共機関や公共施設等との直接の交渉や調整が必要となり、同団体は当市と共にその実績と信頼関係を築いています。 こうした類似の団体は市内に存在せず、継続して事業を積み重ねることにより事業の効果、効率を上げていくことから、同団体と随意契約することが最も適当であり、競争入札に適さないと判断する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	舞台機構設備保守点検業務	
契 約 内 容	犬山国際観光センターにおける舞台機構設備の保守点検業務を指定の実施回数及び日数により市が定める実施要領のとおり行う。 なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	カヤバシステムマシナリー株式会社	
契 約 金 額	3,153,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該業者は、当該設備の設置業者であるカヤバ工業株式会社が実施していた舞台装置事業部、舞台装置の販売を目的として設置した株式会社カヤバレイステージなどとの分割合併・名称変更することにより設立された会社であり、他者に比して著しく設備を熟知しており、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 観光交流課	
件 名	連結椅子保守点検業務	
契 約 内 容	犬山国際観光センターにおける連結椅子の保守点検業務を指定の実施回数により保守点検項目のとおり行う。 なお、設備に不時の故障や不具合が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、臨時に点検、調整、修理等を実施して復旧にあたること。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知株式会社 名古屋営業部	
契 約 金 額	194,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該業者は、当該設備を製造しており、平成17年度に総合管理委託を実施する以前も当該設備の保守点検業務を受託しているほか、平成24、25年度の総合管理運営業務においても受託者である株式会社JTBコミュニケーションズ及び昭和建物管理株式会社の下請負事業者として本業務の受託実績があり、平成26～28年度も滞りなく保守点検業務を実施していることから、他者に比して著しく設備及び状態を熟知しており、適切な保守点検の実施が可能であると判断できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 観光交流課